

一長官

天皇庶政ヲ課分シ百揆ヲ統叙セシムル
為ニ其委任ヲ受ル官宰臣ニシテ總テ部
事ヲ熙ラサルヲ以テ己其責ニ任シ縱ヒ
失錯アルモ己レ其譴ヲ受テ

聖明ノ累トナスヘカラサル事

但長官ヲ欠クトキハ次官其責ニ任スヘ
キ事

一長官ヲ專ラ其部事ヲ總判スル全權ヲ